

長期優良住宅・低炭素建築物の 郵送による申請について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく各種申請は、「郵送」による提出が可能です。

①申請方法

(1) 次の書類を揃えて申請窓口へ郵送してください。郵送前に広島県庁建築課(082-513-4183)へ電話連絡してください。

申請書類一式(正・副) 連絡票 返信用の封筒^{*}(1~2部)

※手数料が必要な申請…納付書用1部, 認定通知書及び副本用1部(計2部)

手数料が不要な申請…変更届受理通知等及び副本用1部(計1部)

(2) 手数料が必要な申請の場合は、納付書(16.5 cm×10.5 cm)を返送しますので所定の金融機関で手数料の納付を行い、払込証明書をFAX等で送信し、原本を返送してください。

(3) 審査の結果、適合と判断した場合は返信用封筒で副本等を返送します。

◆郵送の際は、必ず、信書便の取扱いができ、配達記録が残るサービスを利用してください。(例 日本郵政: 郵便書留, レターパック等)

◆着工予定日までに受付できるよう余裕を持って発送してください。

手数料の納付を確認した日が受付日となり、その日以降でなければ着工できないことにご留意ください。(受付日は「連絡票」のFAXでお知らせします。)

◆認定通知書、副本等は「郵送」で返送します。

返送費は申請者負担です。レターパック等に宛先を記入し、申請書類に同封してください。希望

②書類の不備等

申請書類に不備があった場合は、電話等にて連絡しますので、連絡票へ連絡先を明記してください。図面の修正等が必要な場合は、来庁していただく場合もありますので、ご了承ください。

③その他

◆郵送対応は、県が所管する市町に限ります。県以外の所管行政庁の対応は各市の担当窓口へお問い合わせください。

県が所管する市町…竹原市, 府中市, 三次市^{*}, 庄原市, 大竹市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町
※建築基準法第6条第1項第4号に係る建築物は三次市の所管となります。

◆窓口で申請を行い、認定通知書等のみ郵送することなども可能です。

【申請窓口・お問い合わせ先】

広島県 土木建築局 建築課 建築指導グループ

住所: 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL: 082-513-4183 FAX: 082-223-2397

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1244103920805.html>